

令和7年度

償却資産(固定資産税)申告の手引き

市政各般にわたり、平素よりご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、令和7年度の償却資産(固定資産税)の申告時期となりましたので、この「申告の手引き」を参考にして申告書を作成のうえ、提出してください。

提出期限

令和7年1月31日(金)

★ 提出期限が近づくと、窓口がたいへん混み合いますので、早めの提出にご協力をお願いします。

- 申告書の記載方法は12～16ページの記載例を参照してください。
- 増減がない場合でも、申告書は必ず提出してください。
- 廃業や事業所の閉鎖などで、事業用資産がすべて無くなった方は必ず申告してください。市民税課へ閉鎖届を提出しても、すべての資産が無くなったとみなすことはできません。申告が無いと事業の用に供している資産を保有しているとみなされ、課税されることがあります。
- 申告書を郵送される方で、控の返送をご希望の場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

弘前市公式マスコット
たか丸くん

提出・問い合わせ先

〒036-8551 青森県弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市 財務部 資産税課 資産税係

(市民防災館2階 窓口番号：C-222)

電話番号 (直通) 0172-40-7027

(代表) 0172-35-1111 (内線243・244)

※ 岩木・相馬総合支所、各出張所では受付いたしません。



申告者が個人の場合は、申告受付時に
マイナンバー(個人番号)確認・身元確認をいたします。

- 提出方法により、確認させていただく書類・カード等が異なりますので、下表をご確認のうえ、申告書を提出してください。

| 申告書の提出方法 | 確認書類等 | | | |
|---|---|---|-----------------------------------|--|
| 申告者ご本人が市役所窓口へお持ちになる場合 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">マイナンバーカード※¹</div> または <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">通知カード※²</div> または <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">個人番号が記載された住民票</div> + <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">運転免許証</div> (またはパスポート) | | | |
| 郵送で提出される場合 | <u>上記確認書類等の写し</u> | | | |
| 申告者の代理人が市役所窓口へお持ちになる場合 | <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <u>代理人の</u> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">身分証明書</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">マイナンバーカード※¹</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">運転免許証</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">パスポート等</div> </td> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;"> ----- ----- ----- </td> <td style="width: 45%; vertical-align: top;"> <u>申告者本人の</u> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">委任状※³</div> + <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">マイナンバーカード※¹</div> の写し (または、通知カード※² もしくは個人番号が記載された住民票の写し) </td> </tr> </table> | <u>代理人の</u> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">身分証明書</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">マイナンバーカード※¹</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">運転免許証</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">パスポート等</div> | ----- ----- ----- | <u>申告者本人の</u> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">委任状※³</div> + <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">マイナンバーカード※¹</div> の写し (または、通知カード※ ² もしくは個人番号が記載された住民票の写し) |
| <u>代理人の</u> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">身分証明書</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">マイナンバーカード※¹</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">運転免許証</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">パスポート等</div> | ----- ----- ----- | <u>申告者本人の</u> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">委任状※³</div> + <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">マイナンバーカード※¹</div> の写し (または、通知カード※ ² もしくは個人番号が記載された住民票の写し) | | |
| eLTAX (電子申告)で送信される場合 | — 確認書類は不要です — | | | |

※¹マイナンバーカード……通知カード受け取り後、自治体への申請により交付することのできる、顔写真のあるプラスチック製のカード

※²通知カード……平成27年10月以降自治体より送付されている、12桁のマイナンバー(個人番号)が記載されたカード
令和2年5月25日に廃止されていますが、氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。

※³委任状……記載方法は20ページをご覧ください。

◆ 申告者が法人の場合、確認書類等は不要です。

1. 償却資産とは

償却資産とは、土地や家屋以外に事業の用に供している資産で、減価償却費が法人税法または所得税法の規定により損金または経費に算入されるものをいいます。ただし、権利・ソフトウェアなどの無形資産や自動車税・軽自動車税が課税されているものを除きます。

地方税法第383条により、毎年賦課期日（1月1日）現在で償却資産を所有する個人・法人は、資産の名称、取得価額等を市町村に申告する義務があります。

なお、「事業の用に供する」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。

2. 申告が必要な方

1月1日現在、弘前市内に土地や家屋以外で事業の用に供する償却資産を所有している方は申告が必要です。具体的には次のとおりです。

- ① 法人
- ② 個人事業主
- ③ 農林漁業者（自家消費のみの方は除く）
- ④ 不動産を貸し付けている方（賃貸アパート、月極駐車場の経営など）
- ⑤ 市内の事業所等に償却資産を貸し付けている方（リース業など）

3. 申告が必要な資産

1月1日現在において事業の用に供している資産を申告してください。また、次のような資産も申告が必要となります。

- ① 遊休又は未稼働の資産でも、すぐに事業の用に供することができるもの
- ② 簿外資産及び償却済み資産でも、事業の用に供しているもの
- ③ 資本的支出としての改良費（本体部分と分離して申告してください）
- ④ 決算期以後に取得された資産でまだ固定資産勘定に計上されていないもの

4. 申告の必要がない資産

- ① 自動車税または軽自動車税の課税対象となるべきもの（実際に自動車税（種別割）が課税されている必要はありません） ※4・5ページを参照してください
- ② 無形減価償却資産（特許権、電話加入権、商標権、ソフトウェア等）
- ③ 繰延資産
- ④ 棚卸資産（貯蔵品、商品在庫等）
- ⑤ 果樹および家畜
- ⑥ 税務会計上で次のように取扱いをするもの
 - ・ 取得価額が10万円未満または使用可能期間が1年未満の資産で、取得価額全額を損金に算入するもの。
 - ・ 取得価額が20万円未満の資産で、法定耐用年数によらず3年で償却するもの（一括償却）。

5. 取扱いが国税と異なるものについて

租税特別措置法などの定めによる次の国税上の特例等は、地方税である固定資産税には適用されません。税務会計上で次の特例等を適用している資産は、通常の償却資産として申告する必要がありますので、ご注意ください。

- ① 租税特別措置法の特例による取得価額30万円未満の資産の損金算入
- ② 特別償却・割増償却
- ③ 圧縮記帳 ※取得価額から補助金等相当額を控除することはできません。

6. 償却資産の種類と主な資産

償却資産の種類と申告の対象となる主な資産は下の表のとおりです。

| 種 類 | | 主な資産 |
|-------|-----------------|--|
| 1 構築物 | 構 築 物 | 緑化施設、庭園、塀、舗装道路及び舗装路面（アスファルト敷、コンクリート敷）、発電・送電・放送用の塔・柱・配線等、広告塔、ネオンサイン、競技施設、遊戯施設、用水用ダム、トンネル、橋、防壁、堤防、やぐら、焼却炉、煙突、上水道、下水道、水槽、用水池、打込み井戸、街路灯 など |
| | 建物附属設備 | 賃借人（テナント等）が賃借建物に施工した内装、設備等家屋とならない車庫（カーポート等）や移動可能な物置等 ※ <u>建物の所有者が施工した建物附属設備は家屋として評価するものと償却資産として評価するものと区分されます（7ページ参照）。</u> |
| 2 | 機 械 ・ 装 置 | 各種製造業の製造設備、ブルドーザー、パワーショベル等の自走式作業用機械、サービス業用の設備 など |
| 3 | 船 舶 | （ 省 略 ） |
| 4 | 航 空 機 | （ 省 略 ） |
| 5 | 車 両 ・ 運 搬 具 | 構内運搬車、フォークリフト等の大型特殊自動車（ナンバープレート分類番号が「0××」または「9××」のもの）。 ※ <u>自動車税・軽自動車税の課税対象となるフォークリフトや農耕用小型特殊自動車、乗用車、トラック等、車載無線機、カーナビゲーションシステム等は申告しないでください。</u> <u>特殊自動車については、次ページを参照してください。</u> |
| 6 | 工 具 ・ 器 具 ・ 備 品 | 金型、測定又は検査工具、切削工具、治具及び取付工具、机、椅子、キャビネット、応接セット、陳列ケース、電気機器、ガス機器、事務機器、通信機器、時計、試験機器、測定機器、光学機器、広告器具、容器、金庫、理容・美容機器、医療機器、娯楽・スポーツ機器 など |

◆ 特殊自動車に対する課税について

運搬等に使うフォークリフトや土木建設作業に使うショベル・ローダ、また、農耕作業に使うトラクタなどは、特殊自動車に分類されます。この特殊自動車には小型特殊自動車（軽自動車税）と大型特殊自動車（固定資産税）があり、それぞれ異なる税金の対象になります。

次の表のとおり分類されますので、どの税金の対象となるかを確認して申告してください。

| 荷役運搬・土木建設作業用 | | 農耕作業用 | | 大型特殊自動車 |
|--|--------------|--|------------------------|---|
| ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車および国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車 | | 農耕トラクタ 農業用薬剤散布車 刈取脱穀作業車（コンバイン） 田植機 国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車 | | ポール・トレーラ 国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車 |
| ↓ | | ↓ | ↓ | |
| 車両の ・長さ 4.7m以下 ・幅 1.7m以下 ・高さ 2.8m以下 ・最高速度 15 k m/時以下 | | 最高速度 35 k m/時 未満 | 最高速度 35 k m/時 以上 | |
| ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | |
| 全てを満たしている場合 | どれか一つでも超える場合 | 大きさに制限はありません。 | 大きさに制限はありません。 | |
| 小型特殊自動車 | 大型特殊自動車 | 小型特殊自動車 | 大型特殊自動車 | |
| ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ |
| 軽自動車税 | 固定資産税 | 軽自動車税 | 固定資産税 | 固定資産税 |

※ 一般的にミニバックホウ、ミニパワーショベルと呼ばれるもの、また、乗用装置のある農作業用のトラクタや田植機など、軽自動車税の課税対象となる小型特殊自動車の場合は、償却資産として申告しないようご注意ください。



◆ 農耕作業用トレーラの申告について

令和2年度から、償却資産として固定資産税の課税対象であった小型特殊自動車に該当する農耕作業用トレーラが、軽自動車税の課税対象となりました。

これから小型特殊自動車に該当する農耕作業用トレーラ（けん引するトラクタの最高速度が時速35km未満）を取得する方は、償却資産として申告せずに、軽自動車税として申告してください。なお、大型特殊自動車に該当する資産は、引き続き固定資産税（償却資産）の課税対象です。

7. リース資産の取扱い

リース資産は、その契約の内容により、資産を貸している方が申告する場合と、実際に資産を借りて事業をされている方が申告する場合があります。リース資産の契約形態と申告が必要な方は下の表のとおりです。

| リース契約の内容 | 資産を借りている方 | 資産を貸している方 |
|--|------------|------------|
| オペレーティングリースや所有権移転外リース取引など、所有権が貸手側にあるもの。 | 不 要 | 必 要 |
| 所有権移転リース取引やリースバック取引など、実質的には借手側への売買や融資と認められるもの。 | 必 要 | 不 要 |

8. 申告対象となる主な償却資産の例示（業種別）

| 業 種 | 資 産 の 名 称 |
|---------------|---|
| 共 通 | パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、看板、LAN 設備等 |
| 製 造 業 | 金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機等 |
| 印 刷 業 | 各種製版機及び印刷機、断裁機等 |
| 建 設 業 | ブルドーザー・パワーショベル・フォークリフト等の土木建設車両（軽自動車税の課税対象となるべきものを除く）、大型特殊自動車等 |
| 娯 楽 業 | パチンコ器、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、ボウリング場用設備等 |
| 料 理 飲 食 店 業 | テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫等 |
| 小 売 業 | 陳列棚、陳列ケース（冷凍機又は冷蔵機付のものも含む）等 |
| 理 容 ・ 美 容 業 | 理容・美容椅子、理容・美容用洗面設備、消毒殺菌器、サインボール等 |
| 医（歯）業 | 医療機器（レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ）等 |
| ク リ ー ニ ン グ 業 | 洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備等 |
| 不 動 産 貸 付 業 | 受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、中央監視設備、門・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装等 |
| 駐 車 場 業 | 機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、舗装路面等 |
| ガソリンスタンド | 洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク等 |
| ホ テ ル ・ 旅 館 業 | 客室設備（ベッド、家具、テレビ等）、厨房設備、洗濯設備、音響設備、放送設備、家具調度品、駐車場設備等 |

9. 建物附属設備における家屋と償却資産の区分

地方税法及び条例の規定により、家屋の所有者とは異なる者（賃借人・テナント等）が賃借建物に施工した内装・造作及び建物附属設備については償却資産として取り扱い、賃借人の方が申告することになります。

家屋と建物附属設備の所有者が同一の場合、①特定の生産業務の用に供されるもの（工場における機械の動力配線設備等）、②独立した機器としての性格が強いもの（受変電設備等）、③構造的に簡単に取り外しができるもの（簡易間仕切り等）、④屋外に設置されている設備（電気屋外配線等）などは、家屋評価における建築物とは区分して、償却資産として取り扱います。区分を例示すると下の表のとおりです。

| 設備の種類 | 償却資産とするもの | 家屋に含めるもの |
|----------------|------------------------------------|----------------------|
| 発電設備 | 自家用発電設備・受変電設備（配線等を含む） | |
| 動力用配線配管設備 | 特定の生産又は業務用設備 | 左記以外の設備 |
| 電灯照明設備 | ネオンサイン、投光器、スポットライト、家屋と分離している屋外照明設備 | 屋内照明設備、配分電盤 |
| 電話設備 | 電話機、交換機等の装置・器具類 | 配線 |
| インターホン設備 | インターホン器具、マイクロホン、アンプ等の装置・器具類 | 配線 |
| 電気時計設備 | 時計、配電盤等の装置・器具類 | 配線 |
| 火災通報装置 | 屋外の装置（配線を含む） | 屋内の装置（配線を含む） |
| 消火装置 | 消火栓設備のホース・ノズル、消火器 | 消火栓設備、スプリンクラー |
| 中央監視制御装置 | 制御装置（配線を含む） | |
| 避雷設備、換気設備、衛生設備 | | 設備一式 |
| し尿浄化装置 | 右記以外の設備 | 家屋と一体になっている設備 |
| 給湯設備 | 局所式給湯設備 | 中央式給湯設備 |
| ガス設備、給排水設備 | 特定の生産又は業務用設備（配管を含む）、屋外設備 | 左記以外の設備 |
| 冷暖房装置 | ルームエアコンディショナー | 家屋と一体になっている設備 |
| 厨房装置、洗濯設備 | 顧客の求めに応じる（百貨店、旅館、飲食店、寮、病院等）サービス設備 | サービス設備以外の設備 |
| 運搬設備 | 気送子 | エレベーター、リフト、エスカレーター設備 |
| 簡易間仕切り | 床から天井まで達しない程度のもの | 床から天井まで達する程度のもの |

（注）一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例示によらない場合があります。

10. 課税標準の特例

地方税法第349条の3及び同法附則第15条に規定される一定の要件を備えた償却資産は、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。

該当する償却資産を所有される方は、申告書備考欄、種類別明細書摘要欄、または別紙に、該当資産および適用条項を明記のうえ、添付書類を添えて提出してください。

課税標準の特例の対象となる償却資産の例（一部抜粋）

| 適用条項 | 対象資産 | 特例率 | 添付書類 |
|--------------------|---|--------------------------------------|--|
| 第25項 | 再生可能エネルギー発電設備 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の再生可能エネルギー発電設備（太陽光・風力・水力・地熱・バイオマス） （設備の種類・規模により、特例率等が異なります。詳細はお問合せください） | 3年間 1/3 、 7/12 (弘前市) | 太陽光を除く発電設備の場合 ① 固定価格買取制度認定書の写し ② 特定契約書（電力会社と締結するもの）の写し 太陽光発電設備の場合 政府の補助を受けて設備を取得したことを証する書類等の写し（ <u>固定価格買取制度の認定を受けたものは対象外となります</u> ） |
| 地方税法附則第15条 第44項 | 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの期間に、中小企業者等が中小企業経営強化法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等である一定の機械装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びに構築物 ※当該機械装置等のうち、 <u>租税特別措置法に規定する雇</u> <u>用者給与等支給額の増加に係る事項</u> として政令で定めるものが記載された <u>認定設備等導入計画</u> に従って取得したものは適用期間・特例率に変更となる | 3年間 1/2 ※ | ① 認定先端設備等導入計画の認定書および申請書の写し ② 認定先端設備等導入計画に関する確認書（認定支援機関確認書） ③ 工業会証明書の写し（1月1日までに弘前市産業育成課へ提出されていること） ④ 誓約書の写し ※「先端設備等導入計画」の申請・認定前までに、工業会の証明書を取得できず、認定後から賦課期日（1月1日）までに追加で工業会証明書と誓約書を提出した場合 |

※ 掲載スペースの都合上、一部のみ抜粋し表示しております。ここに記載のないものや、各対象資産の詳細については、法令集等でご確認ください。

〈法令検索〉電子政府の総合窓口：<https://www.e-gov.go.jp>

先端設備(法附則第15条第44項)の導入を検討されている方は、事前に弘前市産業育成課へご相談ください。

〈電話〉0172-32-8106

〈参考URL〉市ホームページ内「中小企業経営強化法に基づく先端設備導入計画の認定申請」
<http://www.city.hirosaki.aomori.jp/sangyo/2018-0706-1033-108.html>

1 1. 課税のしくみと評価方法

- ① 1月1日現在における償却資産の所有者に課税されます。
- ② 課税標準額は、1月1日現在における償却資産の評価額で、償却資産課税台帳に登録されたものです。
- ③ 評価額は、取得価額に耐用年数に応じた減価残存率を乗じて算出します。
耐用年数表（一部）は17～19ページに掲載しています。

$$\text{前年中に取得した資産の評価額} = \text{取得価額} \times \text{減価残存率（前年中取得）}$$

$$\text{前年前に取得した資産の評価額} = \text{前年度評価額} \times \text{減価残存率（前年前取得）}$$

なお、評価額は取得価額に5%を乗じた価額を下回りません。

- ④ 税額は、課税標準額に税率（1.6%）を乗じて算出します。
課税標準額の合計が150万円に満たない場合は課税されません。

$$\text{税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率（1.6/100）}$$

- ⑤ 算出の結果、固定資産税が課税される方には、例年5月上旬に納税通知書を送付いたします。

耐用年数に応じた減価率及び減価残存率（一部）

| 耐用年数 | 減価率 | 減価残存率 | | 耐用年数 | 減価率 | 減価残存率 | |
|------|-------|--------------|--------------|------|-------|--------------|--------------|
| | | 前年中取得 (A) | 前年前取得 (B) | | | 前年中取得 (A) | 前年前取得 (B) |
| 2 | 0.684 | 0.658 | 0.316 | 16 | 0.134 | 0.933 | 0.866 |
| 3 | 0.536 | 0.732 | 0.464 | 17 | 0.127 | 0.936 | 0.873 |
| 4 | 0.438 | 0.781 | 0.562 | 18 | 0.120 | 0.940 | 0.880 |
| 5 | 0.369 | 0.815 | 0.631 | 19 | 0.114 | 0.943 | 0.886 |
| 6 | 0.319 | 0.840 | 0.681 | 20 | 0.109 | 0.945 | 0.891 |
| 7 | 0.280 | 0.860 | 0.720 | 21 | 0.104 | 0.948 | 0.896 |
| 8 | 0.250 | 0.875 | 0.750 | 22 | 0.099 | 0.950 | 0.901 |
| 9 | 0.226 | 0.887 | 0.774 | 23 | 0.095 | 0.952 | 0.905 |
| 10 | 0.206 | 0.897 | 0.794 | 24 | 0.092 | 0.954 | 0.908 |
| 11 | 0.189 | 0.905 | 0.811 | 25 | 0.088 | 0.956 | 0.912 |
| 12 | 0.175 | 0.912 | 0.825 | 26 | 0.085 | 0.957 | 0.915 |
| 13 | 0.162 | 0.919 | 0.838 | 27 | 0.082 | 0.959 | 0.918 |
| 14 | 0.152 | 0.924 | 0.848 | 28 | 0.079 | 0.960 | 0.921 |
| 15 | 0.142 | 0.929 | 0.858 | 29 | 0.076 | 0.962 | 0.924 |
| | | | | 30 | 0.074 | 0.963 | 0.926 |

12. その他

◆ 注意事項

虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条により1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処することがあります。また、正当な理由がなく申告を怠った場合には、地方税法第386条及び弘前市税条例第44条により過料を課すことがあります。

◆ 実地調査へのご協力について

地方税法第353条の規定により、申告書の記載内容に疑義がある場合や、申告期限を過ぎても申告のない場合には、事業所等を訪問し、資産の所有状況等について実地調査を行い、帳簿書類等の提出を求めることがあります。なお、この調査は脱税等の犯罪捜査ではなく、申告内容をより正確なものにするために実施するものです。職員が伺った際にはご協力をお願いいたします。

◆ 減価償却明細書（写）提出のお願い

市では、適正な課税を図るため、申告されている償却資産の内容と法人税や所得税等の国税の申告作成にかかる資料とを照合しています。

つきましては、お手数をおかけしますが、電算処理による全資産申告をなされない方は、減価償却明細書や固定資産台帳などで、減価償却の内訳（資産名称、取得年月日、耐用年数、数量）がわかる書類の写し（直近の決算期末のものでかまいません）を提出いただきますようお願いいたします。

なお、上記書類の提出は、償却資産申告書提出期限後でもかまいませんので、今回の申告年度内に提出されますようお願いいたします。

また、電算処理による全資産申告の方でも、実地調査の際には上記書類の提出を事前にもお願いすることもありますので、その際はご協力をお願いいたします。

◆ 耐用年数省令の改正（平成20年4月30日）について

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の改正（平成20年4月30日施行）により、機械及び装置を中心に耐用年数区分の大幅な整理見直しが行われました。これにより、平成19年以前に取得した資産の評価では、平成21年度以降改正後の耐用年数を適用することとなりました。

なお、平成21年度課税分については、平成20年度評価額に改正後の耐用年数に応じた減価残存率を乗じて評価額を算出しています。資産の取得時までさかのぼって改正後の耐用年数により再評価を行うものではありません。

◆ 省令改正に伴う耐用年数変更の一覧表への記載方法

該当する耐用年数を二重線で消し、その上に改正後に適用する耐用年数を記入し、摘要欄には「省令改正」と記載して下さい。

| 資産番号 | 種類 | 資産の名称・規格・型式 | 数量 | 取得時期 | | | 耐用年数 | 取得価額 (円) | 特例 非課税 |
|---------------|----|-------------|----|------|----|----|---------------|-------------|-----------|
| | | | | 号 | 年 | 月 | | | |
| 1 00000001 | 2 | レイゾウウチ | 1 | 4 | 18 | 07 | 10 | 7,500,000 | 省令改正 |
| 2 00000002 | 2 | リングヒンツケンサウチ | 1 | 4 | 18 | 10 | 10 | 12,000,000 | |

◆ 平成19年以前に取得した資産を申告する場合の耐用年数の記載方法

増加明細書の耐用年数欄には改正後のものを記載し、改正前のものは摘要欄に「改正前〇年」と記載してください（14ページ記載例2、16ページ記載例4もご覧ください）。

13. 提出書類と記載例

提出書類一覧

下表の網掛け部分の書類を提出してください。

| | | 提出書類 | | | | |
|-------------------------|-----------------------|------------------------------|---|----------------------|-------------------|-----------------------------------|
| | | 償却資産 申告書 | 種類別明細書 | | 償却資産 細目一覧表 | |
| | | | 増加資産・ 全資産用 | 減少資産用 | | |
| 初めて 申告される方 | 弘前市内に資産を 所有している場合 | 備考欄 「1. 増減あり」 に○をつける | 1月1日現在 所有している <u>資産すべて</u> を申告 | 不要 | 不要 | |
| | 弘前市内に資産を 所有していない場合 | 備考欄 「4. 該当資産なし」 に○をつける | 不要 | 不要 | 不要 | |
| 前年度に 引き続いて 申告される方 | 前年中に増減が あった場合 | 増加資産あり | 備考欄 「1. 増減あり」 に○をつける | 前年中に増加した 資産を記載 | 不要 | 前年までの 申告内容に 訂正がある 場合のみ提出 |
| | | 減少資産あり | 備考欄 「1. 増減あり」 に○をつける | 不要 | 前年中に減少した 資産を記載 | |
| | | 廃業・解散・閉鎖・ 市外への移転等 | 「3. 廃業・解散・閉鎖」 のうち、該当する ものに○をつけ、 年月日を記入 | 不要 | 前年中に減少した 資産を記載 | |
| | 前年中に増減が なかった場合 | 備考欄 「2. 増減なし」 に○をつける | 不要 | 不要 | | |
| 電算処理により 申告される方 | | 評価額・決定価格・ 課税標準額を記載 | 評価額・決定価格・ 課税標準額を記載 | (作成可能な場合は 提出願います) | 不要 | |

- ◆ 地方税の電子申告（eLTAX）を利用することができます。（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）
 - ◆ 前年度に引き続いて申告される方で、申告書印字の住所、氏名等に変更又は誤りがある場合には、二重線で取り消した上に正しいものを記入してください。
 - ◆ 地方税法第349条の3及び同法附則第15条の規定により課税標準額の特例が適用される場合には、条項および対象資産を明記のうえ、該当することを証する書類を添付してください。（8ページ参照）
 - ◆ 「償却資産申告書」及び「種類別明細書」は当市ホームページからダウンロードできます。
- ※ 紙の様式が必要な場合はご連絡ください。
- ◆ 当市への申告では、申告書や種類別明細書の「入力用」の用紙の提出は必要ありません。

記載例 1 償却資産申告書（償却資産課税台帳）

太枠内を記載してください。

1. 住所（又は納税通知書送付先）

2. 氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）

押印不要

※任意で押印していただいても差し支えありませんが、押印の有無によって効力に影響が生じるものではありません。

3. 個人番号又は法人番号

個人の場合は左端を1マス空け、右詰めで12桁の番号を記載。
法人の場合は13桁の番号を記載。

4. 事業種目（資本金等の額）

主な事業種目と資本金等の額を記載。

令和 ○ 年度

償却資産申告書（償却資産課税

提出年月日

受付印

令和 ○ 年 × 月 △ 日

弘前市長 殿

| | | | |
|------|--|--------------------|-----|
| 1 住所 | 036-8551 ひろさきし かみしろがねちよう 弘前市大字上白銀町1番地1 ○×△ビル5階 | 3 個人番号又は法人番号 | 123 |
| 2 氏名 | 株式会社 弘前太郎商店 代表取締役 弘前 城太郎 (屋号 弘前太郎りんご店) | 4 事業種目 (資本金等の額) | り |
| | | 5 事業開始年月 | 平 |
| | | 6 この申告に回答する者の係及び氏名 | 経理 |
| | | 7 税理士等の氏名 | 弘前 |

| 資産の種類 | 前年前に取得したもの (イ) | | | | 前年中に減少したもの (ロ) | | | | 前年中に取得したもの (ハ) | | | | 計((イ)-(ロ)+(ハ)) | |
|-------------|----------------|-----|-----|----|----------------|-----|-----|----|----------------|-----|-----|----|----------------|-----|
| | 十億 | 百万 | 千 | 円 | 十億 | 百万 | 千 | 円 | 十億 | 百万 | 千 | 円 | 十億 | 百万 |
| 1 構築物 | 23 | 300 | 000 | 00 | 2 | 800 | 000 | 00 | 1 | 100 | 000 | 00 | 2 | 100 |
| 2 機械及び装置 | 5 | 580 | 000 | 00 | 2 | 280 | 000 | 00 | 5 | 000 | 000 | 00 | 8 | 000 |
| 3 船舶 | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 航空機 | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 車両及び運搬具 | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 工具、器具及び備品 | 9 | 030 | 000 | 00 | 5 | 000 | 000 | 00 | 1 | 230 | 000 | 00 | 9 | 000 |
| 7 合計 | 37 | 910 | 000 | 00 | 5 | 580 | 000 | 00 | 7 | 330 | 000 | 00 | 3 | 900 |

| 資産の種類 | 評価額 (ホ) | | | | 決定価格 (ヘ) | | | | 課税額 |
|-----------|---------|----|---|---|----------|----|---|---|-----|
| | 十億 | 百万 | 千 | 円 | 十億 | 百万 | 千 | 円 | |
| 1 構築物 | | | | | | | | | |
| 2 機械及び装置 | | | | | | | | | |
| 3 船舶 | | | | | | | | | |
| 4 航空機 | | | | | | | | | |
| 5 車両及び運搬具 | | | | | | | | | |

(ホ)・(ヘ)・(ト)欄は記載の必要はございません。
ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は記載してください。

取得価額

(イ) 前年前に取得したもの
前年よりも前に取得している資産の取得価額を記載

(ロ) 前年中に減少したもの
前年中に減少した資産
(ハ) 前年中に取得したもの
前年中に取得した資産

(ニ) 計((イ)-(ロ)+(ハ))
1月1日現在所有している資産の取得価額の合計

- ◆ 昨年までに申告があった方には、住所・氏名・取得価額（前年前に取得したもの（イ）の欄）を昨年までの申告に基づいて印字しています。
- ◆ 印字内容に修正がある場合は、二重線を引き、正しい内容を記載してください。

5. 事業開始年月

6. この申告に应答する者の係及び氏名

7. 税理士等の氏名

電話番号も記載してください。

※ 所有者コード

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|------------------------|-----------|--------------------------------------|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 0 | X | △ | □ | 8 短縮耐用年数の承認 | 有 | <input checked="" type="radio"/> 無 |
| りんご卸売・加工 （百万円） （ 1,000 ） | | | | | | | | | | | | | 9 増加償却の届出 | 有 | <input checked="" type="radio"/> 無 |
| 平成5年 4月 | | | | | | | | | | | | | 10 非課税該当資産 | 有 | <input checked="" type="radio"/> 無 |
| 経理係 弘前さくら子 （電話 35-〇×△◇） | | | | | | | | | | | | | 11 課税標準の特例 | 有 | <input checked="" type="radio"/> 無 |
| 弘前 市太郎 （電話 35-〇×△☆） | | | | | | | | | | | | | 12 特別償却又は圧縮記帳 | 有 | <input checked="" type="radio"/> 無 |
| 税台帳 | | | | | | | | | | | | | 13 税務会計上の償却方法 | 定率法 | <input checked="" type="radio"/> 定額法 |
| ① 土手町188-20-1F | | | | | | | | | | | | | 14 青色申告 | 有 | <input checked="" type="radio"/> 無 |
| ② | | | | | | | | | | | | | 15 弘前市内における事業所等 | | |
| ③ | | | | | | | | | | | | | 16 借用資産 | 有 | <input checked="" type="radio"/> 無 |
| 貸主の名称等 | | | | | | | | | | | | | 新弘前リース | | |
| 97600000 | | | | | | | | | | | | | 17 事業用家屋の所有区分 | 自己所有 | <input checked="" type="radio"/> 借家 |
| 39660000 | | | | | | | | | | | | | 18 備考(添付書類等) | | |
| 果税標準 (ト) (ト) | | | | | | | | | | | | | —該当するものに○をつけてください。— | | |
| せん。 | | | | | | | | | | | | | ① 資産増減あり | 2. 資産増減なし | |
| 合は | | | | | | | | | | | | | 3. 廃業・解散・閉鎖(令和 年 月 日付) | | |
| | | | | | | | | | | | | | 4. 該当資産なし | | |

18. 備考（添付書類等）

「1. 資産増減あり」 → 前年中に増加または減少した資産がある場合
「2. 資産増減なし」 → 前年中に増加または減少した資産がない場合
「3. 廃業・解散・閉鎖」 → 該当するものを○で囲み、年月日を記載
「4. 該当資産なし」 → 申告すべき資産を所有していない場合
※ その他、次のような事項について記載してください。
・「短縮耐用年数承認書」の写し等、添付書類の名称
・非課税・課税標準の特例に該当する資産を所有している場合、その適用条項
・その他、この申告に必要な事項や、評価について参考となる事項

8. 短縮耐用年数の承認

承認がある場合には「承認通知書」の写しを添付してください。

9. 増加償却の届出

届出をしている場合には「届出書」の写しを添付してください。

10. 非課税該当資産

非課税に該当する資産は申告に含めないでください。

11. 課税標準の特例

適用資産を所有している場合は、備考欄・空欄へその旨を記載し、必要書類を添付してください（参考：8ページ）。

12. 特別償却又は圧縮記帳

特別償却・圧縮記帳は償却資産の評価では認められていません。圧縮前の価額等で申告してください。

13. 税務会計上の償却方法

14. 青色申告

15 弘前市内における事業所等資産の所在地

「1. 住所」欄に記載した住所と、弘前市内の事業所等、資産の所在地とが異なる場合には記載してください。

16. 借用資産

17. 事業用家屋の所有区分

記載例2 種類別明細書 (増加資産・全資産用)

前年中に取得した資産について記載してください。

⑤取得価額
償却資産を取得するために通常支出すべき金額(取引運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費、その他事業の用に供するたに直接要した費用)をいいます。
消費税を税込で経理処理している場合は税込価格を、税抜で経理処理している場合は税抜価格を取得価額として申告してください。

④取得年月
「年号」欄は、令和の場合は印字のまま「5」、平成は「4」、昭和は「3」に修正してください。
(例)令和元年5月・「15 01 05」、平成5年2月・「4 05 02」、昭和62年12月・「3 62 12」
!注意! 「西暦年/月/日」と記載しないでください。

①資産の種類
4ページ参照
②資産の名称等
20字程度で記載
③数量
右詰めで記載

第二十六号様式別表一(提出用)

| 令和〇〇年度 | | 種類別明細書(増加資産・全資産用) | | 所有者名 | | 1枚のうち | |
|--------|-------|-------------------|----------|-----------|----|-------|----|
| 行番 | 資産コード | 資産の名称等 | 取得年月 | 取得価額 | 価額 | 課税標準額 | 増加 |
| 番号 | | | 年号 | 千円 | 千円 | 千円 | 目 |
| 01 | | フェンス工事 | 15 04 07 | 1 100 000 | 0 | 0 | ⑦ |
| 02 | | 成型機 中古 | 15 03 07 | 1 100 000 | 0 | 0 | ⑧ |
| 03 | | 応接セット 一式 | 14 62 12 | 3 300 000 | 0 | 0 | ⑧ |
| 04 | | パソコン PC-2016 | 22 27 04 | 500 000 | 0 | 0 | ⑧ |
| 05 | | テレビ 4K | 15 29 04 | 400 000 | 0 | 0 | ⑧ |
| 06 | | | | | | | ⑧ |
| 07 | | | | | | | ⑧ |

株式会社 弘前太郎商店

耐用年数 ⑥

課税標準の特例の率

課税標準額

価格～課税標準額

記載の必要はありません。ただし、電算処理により全資産申告をする場合は記載してください。

合併による受入れ

R5.4

申告もれ

⑧摘要
次のような事項について記載してください。
・課税標準の特例がある資産の適用条項
・耐用年数の変更があった場合はその表示
(例)平成20年度税制改正によるもの場合は「改正前〇〇年」
・短縮耐用年数や増加償却を適用している資産はその表示
・移動により受け入れた資産の移動元
・その他、資産の価格の決定にあって必要な事項
※摘要欄におさまらない場合には、別紙へ必要な事項を記載し、申告書に添付してください。

⑥耐用年数
17～19ページを参照(一部のみ掲載)

⑦増加事由
該当する事由を○で囲んでください。
「1」=新品取得
「2」=中古品取得
「3」=移動による受入れ
「4」=その他

| | | |
|---|-----|----------|
| 円 | 1・2 | 合併による受入れ |
| 円 | 3・4 | |
| 円 | 1・2 | R5.4 |
| 円 | 3・4 | △△市より |
| 円 | 1・2 | 申告もれ |
| 円 | 3・4 | |

前年中に減少した資産について記載してください。

前年までに申告があった方には、「償却資産細目一覧表」を送付いたします。「償却資産細目一覧表」に記載されている資産のうち、前年中に減少した資産の内容を転記してください。

※ 資産の種類・名称・取得価額などの修正は、一覧表の訂正(16ページ記載例4)によりお知らせください。

令和〇年度

| 所有者コード | | 所有者名 | | 株主名 | | 枚数 | |
|--------|--------------|-------------|--------|------|------|---------|----------------|
| | | 株式会社 弘前太郎商店 | | 1 | | 1 | |
| 資産番号 | 資産番号 | 取得年月 | 取得価額 | 耐用年数 | 申告年度 | 減少の事由 | 摘要 |
| ① | ② | ④ | ⑥ | ⑤ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 01 | チュウウシヤジョウホソウ | 110904 | 280000 | 15 | 15 | 1・2・3・4 | 老朽のためとりこわし |
| 02 | ベルトコンベアー | 131902 | 228000 | 12 | 12 | 1・2・3・4 | 5台のうち3台買替のため廃棄 |
| 03 | パソコン一式 | 112805 | 500000 | 4 | 4 | 1・2・3・4 | △△市へ移動 |
| 04 | | | | | | 1・2・3・4 | |
| 0 | | | | | | 1・2・3・4 | |
| 0 | | | | | | 1・2・3・4 | |

資産の全部が減少した場合

- ①～⑦ → 「償却資産細目一覧表」に記載されている各項目をそのまま転記してください。
- ⑧ → 「減少の事由」のうち、あてはまるものを○で囲み、「減少の区分」は「1全部」を○で囲んでください。

資産の一部が減少した場合

- ①～③、⑤、⑦ → 「償却資産細目一覧表」に記載されている各項目をそのまま転記してください。
- ④ → もともとが数量1の資産……「0」と記入してください。
もともとが数量2以上の資産……減少させた数量を記入してください。
- ⑥ → 減少した分の価格を記入してください。
- ⑧ → 「減少の事由」のうち、あてはまるものを○で囲み、「減少の区分」は「2一部」を○で囲んでください。

⑨摘要について

- ・「減少の事由」について
「1売却」の場合は売却先
「2滅失」の場合は滅失理由
「3移動」の場合は受入先の所在地
「4その他」の場合は減少事由等を摘要欄へ記入してください。
- ・「減少の区分」が「2一部」の場合には、次のように記入してください。
例)当初取引価格 100万円(数量5)のうち、40万円 (数量2)分減少
- ・その他減少したことについて、必要事項を適宜記入してください。

記載例 4 償却資産細目一覧表

前年度の申告内容について、訂正がある場合は提出してください。

前年度までの申告内容を印字しています。記載事項に訂正のある場合は、下記のように修正して提出してください。

| 前年度の資産 (昨年申告分) | | 償却資産細目一覧表 | | | | | | | | | |
|----------------|----|--|----|------|----------------------------------|----------------------------|--|-------------|------|----|----|
| 資産番号 | 種類 | 資産の名称・規格・型式 | 数量 | 取得時期 | | 耐用年数 | 取得価額 (円) | 特例非課税 | 修正箇所 | | |
| | | | | 号 | 年 月 | | | | 訂正 | 訂正 | 訂正 |
| 00000001 | 1 | ブロックベイ | 1 | 4 | 20 04 | 15 | 1,300,000 1,300,000 | 訂正 | | | |
| 00000002 | 1 | チェウジヤジョウホソク | 1 | 4 | 20 04 | 15 | 12,000,000 | | | | |
| 00000003 | 2 | ヘルコンベアー | 5 | 4 | 10 06 | 10 10 | 3,800,000 | 省令改正 | | | |
| 00000004 | 6 | コピーP2016 コピーP2016 | 1 | 4 | 24 04 | 5 | 1,000,000 | 訂正 | | | |
| 00000005 | 6 | パソコンイジキ | 1 | 4 | 29 04 | 4 | 500,000 | | | | |
| 00000006 | 6 | キャベネット | 1 | 4 | 15 05 15 05 | 8 8 | 300,000 | 訂正 | | | |
| 00000007 | 6 | ジョセツキ | 1 | 4 | 28 08 | 7 7 | 250,000 | 訂正 | | | |

訂正の記載方法

1. 訂正は二重線を引き、訂正した内容を記載してください。

2. 訂正の内容を、「特例 非課税」欄、または各行の右側の余白へ記載してください。

余白が足りず、書ききれないときは、別紙に訂正内容を記載し添付するか、申告書「18 備考」欄へ記載してください。



※ 前年度までの申告内容により作成しておりますので、今年度より初めて申告される方には送付されません。
 ※ 訂正のない方は、この「償却資産細目一覧表」の提出は不要です。

- 耐用年数の訂正について** 下記のように区別して記載してください。
- 申告当初より誤った耐用年数で申告していた場合…… 「(耐用年数) 訂正」
 - 平成20年省令改正により耐用年数が変更となった場合…… 「省令改正」

(資料1) 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数(一部)

| 種類 | 構造または用途 細目 | 耐用年数 | 種類 | 構造または用途 細目 | 耐用年数 |
|---|--|--|---|----------------------------------|------|
| 建物附属設備(全部掲載) | 電気設備(照明設備を含む) | | 構築物(一部掲載) | 金属造のもの(前掲のものを除く。) ※一部省略 | |
| | 蓄電池電源設備 | 6 | | サイロ | 22 |
| | その他のもの | 15 | | 送配管 | |
| | 給排水又は衛生設備及びガス設備 | 15 | | 鋳鉄製のもの | 30 |
| | 冷房、暖房、通風又はボイラー設備 | | | 鋼鉄製のもの | 15 |
| | 冷暖房設備(冷凍機の出力が22kw以下のもの) | 13 | | ガス貯そう | |
| | その他のもの | 15 | | 液化ガス用のもの | 10 |
| | 昇降機設備 | | | その他のもの | 20 |
| | エレベーター | 17 | | 薬品貯そう | |
| | エスカレーター | 15 | | 塩酸、ふっ酸、発煙硫酸、濃硝酸その他発煙性を有する無機酸用のもの | 8 |
| | 消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備 | 8 | | 有機酸用又は硫酸、硝酸その他前掲のもの以外の無機酸用のもの | 10 |
| | エアーカーテン又はドア自動開閉設備 | 12 | | アルカリ類用、塩水用、アルコール用その他のもの | 15 |
| | アーケード又は日よけ設備 | | | 水そう及び油そう | |
| | 主として金属製のもの | 15 | | 鋳鉄製のもの | 25 |
| | その他のもの | 8 | | 鋼鉄製のもの | 15 |
| | 店用簡易装備 | 3 | | 飼育場 | 15 |
| | 可動間仕切り | | | つり橋、煙突、焼却炉、打込み井戸、へい、街路灯及びガードレール | 10 |
| | 簡易なもの | 3 | | 露天式立体駐車設備 | 15 |
| | その他のもの | 15 | | その他のもの | 45 |
| | 前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの | | | 合成樹脂造のもの(前掲のものを除く。) | 10 |
| 主として金属製のもの | 18 | 木造のもの(前掲のものを除く。) | | | |
| その他のもの | 10 | 橋、塔、やぐら及びドック | 15 | | |
| 農林業用のもの | 主としてコンクリート造、れんが造、石造、ブロック造のもの | | 岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、トンネル、水そう、引湯管及びへい | 10 | |
| | 果樹棚又はポップ棚 | 14 | 飼育場 | 7 | |
| | その他のもの | 17 | その他のもの | 15 | |
| | 主として金属造のもの | 14 | 前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの | | |
| | 主として木造のもの | 5 | 主として木造のもの | 15 | |
| | 土管を主としたもの | 10 | その他のもの | 50 | |
| | その他のもの | 8 | 船 | ※全部省略 | |
| | 航空機 | ※全部省略 | | | |
| | 広告用のもの | | 鉄道用又は軌道用車両(架空索道用搬器を含む。) ※全部省略 | — | |
| | 金属造のもの | 20 | 特殊自動車(この項には、別表第二に掲げる減価償却資産に含まれるブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械並び | — | |
| その他のもの | 10 | にトラクター及び農林業用運搬機具を含まない。) ※全部省略 | | | |
| 緑化施設及び庭園 | | 運搬事業用、貸自動車用又は自動車教習所用の車両及び運搬機具 | — | | |
| 工場緑化設備 | 7 | (前掲のものを除く。) ※全部省略 | | | |
| その他の緑化施設及び庭園(工場緑化施設に含まれるものを除く。) | 20 | 前掲のもの以外のもの ※自動車等を省略 | | | |
| 舗装道路及び舗装路面 | | 自転車 | 2 | | |
| コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの | 15 | フォークリフト | 4 | | |
| アスファルト敷又は木れんが敷のもの | 10 | トロッコ | | | |
| ビチューマルス敷のもの | 3 | 金属製のもの | 5 | | |
| 構築物(一部掲載) | 鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの(前掲のものを除く。) ※一部掲載 | | その他のもの | 3 | |
| | 岸壁、さん橋、防壁(爆発物用のものを除く。)、堤防、防波堤、塔、やぐら、上水道、水そう及び用水用ダム | 50 | その他のもの | | |
| | サイロ | 35 | 自走能力を有するもの | 7 | |
| | 下水道、煙突及び焼却炉 | 35 | その他のもの | 4 | |
| | 爆発物用防壁及び防油堤 | 25 | 測定工具及び検査工具(電気又は電子を利用するものを含む。) | 5 | |
| | コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの(前掲のものを除く。) | | 治具及び取付工具 | 3 | |
| | やぐら及び用水池 | 40 | ロール | | |
| | 岸壁、さん橋、防壁(爆発物用のものを除く。)、堤防、防波堤、トンネル、上水道及び水そう | 30 | 金属圧延用のもの | 4 | |
| | 下水道、飼育場及びへい | 15 | なつ染ロール、粉碎ロール、混練ロールその他のもの | 3 | |
| | 爆発物用防壁 | 13 | 型(型枠を含む。)、鍛圧工具及び打抜工具 | | |
| 引湯管 | 10 | プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、ゴム又はガラス成形用金型及び鑄造用型 | 2 | | |
| 鉱業用廃石捨場 | 5 | その他のもの | 3 | | |
| その他のもの | 40 | 切削工具 | 2 | | |
| れんが造のもの(前掲のものを除く。) ※全部省略 | — | 金属製柱及びカッペ | 3 | | |
| 石造のもの(前掲のものを除く。) ※全部省略 | — | 活字及び活字に常用される金属 | | | |
| 土造のもの(前掲のものを除く。) | | 購入活字(活字の形状のまま反復使用するものに限る) | 2 | | |
| 防壁(爆発物用のものを除く。)、堤防、防波堤及び自動車道 | 40 | 自製活字及び活字に常用される金属 | 8 | | |
| 上水道及び用水池 | 30 | 前掲のもの以外のもの | | | |
| 下水道 | 15 | 白金ノズル | 13 | | |
| へい | 20 | その他のもの | 3 | | |
| 爆発物用防壁及び防油堤 | 17 | 前掲の区分によらないもの | | | |
| その他のもの | 40 | 白金ノズル | 13 | | |
| ※構築物のうち以下のものを省略しています。 | | その他の主として金属製のもの | 8 | | |
| 鉄道用又は軌道用車両、その他の鉄道用又は軌道用車両、発電又は送配電用のもの、電気通信事業用のもの、放送用又は無線通信用のもの、競技場用、運動場用、遊園地用又は学校用のもの | | その他のもの | 4 | | |

| 種類 | 構造または用途 細目 | 耐用年数 | 種類 | 構造または用途 細目 | 耐用年数 |
|--|------------------------------------|---|--------------|-----------------------------|------|
| 器具及び備品(全部掲載) | 1 家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品(他の項に掲げるものを除く) | | 器具及び備品(全部掲載) | 6 容器及び金庫 | |
| | 事務机、事務いす及びキャビネット | 15 | | ボンベ | |
| | 主として金属製のもの | 8 | | 溶接製のもの | 6 |
| | その他のもの | 8 | | 鍛造製のもの | 8 |
| | 応接セット | 5 | | 塩素用のもの | 10 |
| | 接客業用のもの | 8 | | その他のもの | 7 |
| | その他のもの | 8 | | ドラムかん、コンテナーその他の容器 | |
| | ベット | 8 | | 大型コンテナー(長さが六メートル以上のものに限る。) | 7 |
| | 児童用机及びいす | 5 | | その他のもの | 3 |
| | 陳列だな及び陳列ケース | 6 | | 金属製のもの | 2 |
| | 冷凍機付又は冷蔵機付のもの | 8 | | その他のもの | 5 |
| | その他のもの | 5 | | 金庫 | 20 |
| | その他の家具 | 15 | | 手さげ金庫 | 5 |
| | 接客業用のもの | 8 | | その他のもの | 5 |
| | その他のもの | 8 | | 7 理容又は美容機器 | 5 |
| | 主として金属製のもの | 5 | | 8 医療機器 | |
| | その他のもの | 5 | | 消毒殺菌用機器 | 4 |
| | ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器 | 5 | | 手術機器 | 5 |
| | 冷房用または暖房用機器 | 6 | | 血液透析又は血しょう交換用機器 | 7 |
| | 電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器 | 6 | | ハバードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器 | 6 |
| | 氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー(電気式のものを除く) | 4 | | 調剤機器 | 6 |
| | カーテン、座布団、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品 | 3 | | 歯科診療ユニット | 7 |
| | じゅうたんその他の床用敷物 | | | 光学検査機器 | |
| | 小売業用、接客業用、放送用、レコード吹込用又は劇場用のもの | 3 | | ファイバースコープ | 6 |
| | その他のもの | 6 | | その他のもの | 8 |
| | 室内装飾品 | 15 | | その他のもの | 4 |
| | 主として金属製のもの | 8 | | レントゲンその他の電子装置を使用する機器 | 6 |
| | その他のもの | 8 | | 移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器 | 3 |
| | 食事又はちゅう房用品 | 2 | | その他のもの | 10 |
| | 陶磁器製又はガラス製のもの | 5 | | 陶磁器製又はガラス製のもの | 5 |
| その他のもの | 15 | 主として金属製のもの | 5 | | |
| その他のもの | 8 | その他のもの | | | |
| 主として金属製のもの | | 9 娯楽又はスポーツ器具及び興行又は演劇用具 | | | |
| その他のもの | | たまつき用具 | 8 | | |
| 2 事務機器及び通信機器 | | パチンコ器、ピンゴ器その他これらに類する球戯用具及び射的用具 | 2 | | |
| 謄写機器及びタイプライター | 3 | ご、しょうぎ、まあじゃん、その他の遊戯具 | 5 | | |
| 孔版印刷又は印書業用のもの | 5 | スポーツ具 | 3 | | |
| その他のもの | 4 | 劇場用観客いす | 3 | | |
| 電子計算機 | 5 | どんちよう及び幕 | 5 | | |
| パーソナルコンピュータ(サーバー用のものを除く) | 5 | 衣しよう、かつら、小道具及び大道具 | 2 | | |
| その他のもの | 5 | その他のもの | 10 | | |
| 複写機、計算機(電子計算機を除く。)金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの | 5 | 主として金属製のもの | 5 | | |
| その他の事務機器 | 5 | その他のもの | | | |
| テレタイプライター及びファクシミリ | 5 | 10 生物 | | | |
| インターホン及び放送用設備 | 6 | 植物 | | | |
| 電話設備その他の通信機器 | 6 | 貸付業用のもの | 2 | | |
| デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備 | 6 | その他のもの | 15 | | |
| その他のもの | 10 | 動物 | | | |
| 3 時計、試験機器及び測定機器 | | 魚類 | 2 | | |
| 時計 | 10 | 鳥類 | 4 | | |
| 度量衡器 | 5 | その他のもの | 8 | | |
| 試験又は測定機器 | 5 | 11 前掲のもの以外のもの | | | |
| 4 光学機器及び写真制作機器 | | 映画フィルム(スライドを含む。)、磁気テープ及びレコー | 2 | | |
| オペラグラス | 2 | シート及びロープ | 2 | | |
| カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡 | 5 | きのご栽培用ほだ木 | 3 | | |
| 引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器 | 8 | 漁具 | 3 | | |
| 5 看板及び広告器具 | | 葬儀用具 | 3 | | |
| 看板、ネオンサイン及び気球 | 3 | 楽器 | 5 | | |
| マネキン人形及び模型 | 2 | 自動販売機(手動のものを含む。) | 5 | | |
| その他のもの | 10 | 無人駐車管理装置 | 5 | | |
| 主として金属製のもの | 5 | 焼却炉 | 5 | | |
| その他のもの | | その他のもの | 10 | | |
| | | 主として金属製のもの | 5 | | |
| | | その他のもの | | | |
| | | 12 前掲する資産のうち、当該資産について定められている前掲の耐用年数によるもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの | | | |
| | | 主として金属製のもの | 15 | | |
| | | その他のもの | 8 | | |

<注意>

資料1及び2は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第1及び別表第2を基に作成しましたが、掲載スペースの都合上、償却資産の課税対象に含まれないもの(「建物」の全部や「車両及び運搬具」の一部)や、使用頻度が低いものについては記載を省略しています。ここに記載の無いものや他の別表については法令集や減価償却に関する書籍等で確認してください。
 法令データベース: <https://www.e-gov.go.jp>(電子政府の総合窓口)

(資料2) 機械及び装置の耐用年数

| 番号 | 資産の種類及び細目 | 耐用年数 | 番号 | 資産の種類及び細目 | 耐用年数 |
|----|--|------------------|----|-------------------------------|--|
| 1 | 食品製造業用設備 | 10 | 29 | 鉱業、採石業又は砂利採取業用設備 | |
| 2 | 飲料、たばこ又は飼料製造業用設備 | 10 | | 石油又は天然ガス鉱業用設備 | 抗井設備 3 掘さく設備 6 その他の設備 12 |
| 3 | 繊維工業用設備 | | | その他の設備 | 6 |
| | 炭素繊維製造設備 | 黒鉛化炉 3 | 30 | 総合工事業用設備 | 6 |
| | その他の設備 | 7 | 31 | 電気業用設備 | |
| 4 | 木材又は木製品(家具を除く。)製造業用設備 | 8 | | 電気業用水力発電設備 | 22 |
| 5 | 家具又は装備品製造業用設備 | 11 | | その他の水力発電設備 | 20 |
| 6 | パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備 | 12 | | 汽力発電設備 | 15 |
| 7 | 印刷業又は印刷関連業用設備 | | | 内燃力又はガスタービン発電設備 | 15 |
| | デジタル印刷システム設備 | 4 | | 送電又は電気業用変電若しくは配電設備 | 需要者用計器 15 柱上変圧器 18 その他の設備 22 |
| | 製本業用設備 | 7 | | 鉄道又は軌道業用変電設備 | 15 |
| | 新聞業用設備 | モノタイプ、写真又は通信設備 3 | | その他の設備 | 主として金属製のもの 17 その他のもの 8 |
| | その他の設備 | 10 | 32 | ガス業用設備 | |
| | その他の設備 | 10 | | 製造用設備 | 10 |
| 8 | 化学工業用設備 | | | 供給用設備 | 鑄鉄製導管 22 鑄鉄製導管以外の導管 13 需要者用計量器 13 その他の設備 15 |
| | 臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよ素化合物製造設備 | 5 | | その他の設備 | 主として金属製のもの 17 その他のもの 8 |
| | 塩化りん製造設備 | 4 | 33 | 熱供給業用設備 | 17 |
| | 活性炭製造設備 | 5 | 34 | 水道業用設備 | 18 |
| | ゼラチン又はにかわ製造設備 | 5 | 35 | 通信業用設備 | 9 |
| | 半導体用フォトリソ製造設備 | 5 | 36 | 放送業用設備 | 6 |
| | フラットパネル用カラーフィルター、偏光板又は偏光板用フィルム製造設備 | 5 | 37 | 映像、音声又は文字情報製作業用設備 | 8 |
| | その他の設備 | 8 | 38 | 鉄道業用設備 | |
| 9 | 石油製品又は石炭製品製造業用設備 | 7 | | 自動改札装置 | 5 |
| 10 | プラスチック製品製造業用設備(他の号に掲げるものを除く。) | 8 | | その他の設備 | 12 |
| 11 | ゴム製品製造業用設備 | 9 | 39 | 道路貨物運送業用設備 | 12 |
| 12 | なめし革、なめし革製品又は毛皮製造業用設備 | 9 | 40 | 倉庫業用設備 | 12 |
| 13 | 窯業又は土石製品製造業用設備 | 9 | 41 | 運輸に附帯するサービス業用設備 | 10 |
| 14 | 鉄鋼業用設備 | | 42 | 飲食料品卸売業用設備 | 10 |
| | 表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業又は鉄スクラップ加工処理業用設備 | 5 | 43 | 建築材料、鉱物又は金属材料等卸売業用設備 | |
| | 純鉄、原鉄、ベースメタル、フェロアロイ、鉄素形材又は鑄鉄管製造業用設備 | 9 | | 石油又は液化石油ガス卸売業用設備(貯蔵を除外。) | 13 |
| | その他の設備 | 14 | | その他の設備 | 8 |
| 15 | 非鉄金属製造業用設備 | | 44 | 飲食料品小売業用設備 | 9 |
| | 核燃料物質加工設備 | 11 | 45 | その他の小売業用設備 | |
| | その他の設備 | 7 | | ガソリン又は液化石油ガススタンド設備 | 8 |
| 16 | 金属製品製造業用設備 | | | その他の設備 | 主として金属製のもの 17 その他のもの 8 |
| | 金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレート製造業用設備 | 6 | 46 | 技術サービス業用設備(他の各号に掲げるものを除く。) | |
| | その他の設備 | 10 | | 計量証明業用設備 | 8 |
| 17 | はん用機械器具(はん用性を有するもので、他の器具及び備品並びに機械及び装置に組み込み、又は取り付けることによりその用に供されるものをいう。)製造業用設備(第20号及び第22号に掲げるものを除く。) | 12 | | その他の設備 | 14 |
| 18 | 生産用機械器具(物の生産の用に供されるものをいう。)製造業用設備(次号及び第21号に掲げるものを除く。) | | 47 | 宿泊業用設備 | 10 |
| | 金属加工機械製造設備 | 9 | 48 | 飲食店業用設備 | 8 |
| | その他の設備 | 12 | 49 | 洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備 | 13 |
| 19 | 業務用機械器具(業務用又はサービスの生産の用に供されるもの(これらのものであって物の生産の用に供されるものを含む。)をいう。)製造業用設備(第17号、第21号及び第23号に掲げるものを除く。) | 7 | 50 | その他の生活関連サービス業用設備 | 6 |
| 20 | 電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備 | | 51 | 娯楽業用設備 | |
| | 光ディスク(追記型又は書換え型のものに限る。)製造設備 | 6 | | 映画館又は劇場用設備 | 11 |
| | プリント配線基板製造設備 | 6 | | 遊園地用設備 | 7 |
| | フラットパネルディスプレイ、半導体集積回路又は半導体素子製造設備 | 5 | | ボウリング場用設備 | 13 |
| | その他の設備 | 8 | | その他の設備 | 主として金属製のもの 17 その他のもの 8 |
| 21 | 電気機械器具製造業用設備 | 7 | 52 | 教育業(学校教育を除く。)又は学習支援業用設備 | |
| 22 | 情報通信機械器具製造業用設備 | 8 | | 教習用運転シミュレータ設備 | 5 |
| 23 | 輸送用機械器具製造業用設備 | 9 | | その他の設備 | 主として金属製のもの 17 その他のもの 8 |
| 24 | その他の製造業用設備 | 9 | 53 | 自動車整備業用設備 | 15 |
| 25 | 農業用設備 | 7 | 54 | その他のサービス業用設備 | 12 |
| 26 | 林業用設備 | 5 | 55 | 前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの | |
| 27 | 漁業用設備(次号に掲げるものを除く。) | 5 | | 機械式駐車設備 | 10 |
| 28 | 水産養殖業用設備 | 5 | | ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備 | 8 |
| | | | | その他の設備 | 主として金属製のもの 17 その他のもの 8 |
| | ※ 全部掲載 | | | | |

14. 委任状の記載方法

申告者以外の方が個人番号を記入した申告書を提出される場合、委任状が必要です。

- ◆ 右ページを切り取ってご提出ください。
(同様の内容であれば、任意の用紙でもかまいません。)

記載例Ⅰ マイナンバーカードの写しを添付される方

委 任 状

(代理人) 住所 青森県弘前市大字下白銀町1番地2
氏名 弘前 城太郎

代理で提出される方の
住所・氏名

上記代理人に償却資産申告書および下記添付書類の提出を委任いたします。

記

・添付書類（1または2を○で囲んでください）

① マイナンバーカードの写し **1を○で囲む**

2. 個人番号通知カードの写し（郵送の場合、運転免許証の写しも添付）

以上

日付を忘れずに 令和〇年×月△日

申告者ご本人の
住所・氏名

(委任者) 住所 青森県弘前市大字上白銀町1番地1
氏名 弘前 たか丸

押印不要

記載例Ⅱ 個人番号の通知カードの写しおよび運転免許証の写しを添付される方

委 任 状

(代理人) 住所 青森県弘前市大字下白銀町1番地2
氏名 弘前 城太郎

代理で提出される方の
住所・氏名

上記代理人に償却資産申告書および下記添付書類の提出を委任いたします。

記

・添付書類（1または2を○で囲んでください）

1. マイナンバーカードの写し

② 個人番号通知カードの写し（郵送の場合、運転免許証等の写しも添付） **2を○で囲む**

以上

日付を忘れずに 令和〇年×月△日

申告者ご本人の
住所・氏名

(委任者) 住所 青森県弘前市大字上白銀町1番地1
氏名 弘前 たか丸

押印不要

委任状

(代理人) 住 所 _____

氏 名 _____

上記代理人に償却資産申告書および下記添付書類の提出を委任いたします。

記

- ・添付書類（1または2を○で囲んでください）
 1. マイナンバーカードの写し
 2. 個人番号通知カードの写し（郵送の場合、運転免許証等の写しも添付）


以上

令和 年 月 日

(委任者) 住 所 _____

氏 名 _____

✂ キリトリ ✂

 郵便で申告書を提出される方は、
切り取って宛名としてご利用ください。

✂ キリトリ ✂

036-8551

青森県弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市 資産税課 宛

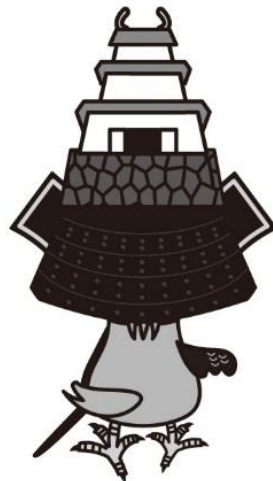
償却資産申告書在中





提出の前に、もう一度ご確認ください

- 申告書へ連絡先の電話番号を記入していますか？**
 - 個人の申告書を代理人が提出する場合、委任状を添付していますか？（ → p.20 ～ 21 ）
- マイナンバー（個人番号・法人番号）は記入していますか？**
 - 番号・身元確認書類はありますか？（ → p.2 ）
- 種類別明細書（増加資産・全資産用）に、記入もれはありませんか？**
 - 取得年月は和暦で正しく「年・月」が記入されていますか？
 - 耐用年数は記入していますか？
- 申告対象外の資産を申告していませんか？（ → p.3 ～ p.7 ）**
 - 申告不要な家屋や、小型特殊自動車などはありませんか？
- 課税標準の特例が適用される資産がありますか？**
 - 新たに課税標準の特例が適用される資産を申告する場合、各種添付書類が必要です。（ → p.8 ）
- 郵送で提出される場合、返信用の封筒を同封していますか？**
 - 返信用封筒に切手は貼っていますか？
 - 控の返送が不要な方は、返信用封筒の同封は要りません。



青森県 弘前市